

キャッシュレス決済導入支援 相談窓口開設のご案内



地域におけるキャッシュレス決済の普及促進を図るため、本所に事業者様向け相談窓口を開設しました。専任のコーディネータがお話をお伺いし、導入のメリット・デメリットのご説明や、金融機関等と連携した支援を行います。

10月から国が実施するキャッシュレス・消費者還元事業への対応やインバウンド客の需要取り込みにお悩みの方など、気軽にご相談下さい。

不安・お悩み解決のお手伝い!!

- ・キャッシュレス？
- ・話題のQR決済ってどうするの？
- ・10月からの5%ポイント還元って？
- ・最近、外国人観光客が増えてきたなあ。

キャッシュレス決済導入支援相談窓口のご案内

- 【相談日程】 ご予約の際は、商工会議所・商工会へお問い合わせ下さい。
下関商工会議所のウェブサイトにも予定を掲載します。
- 【相談時間】 9：00～17：00（お一人様1時間程度・事前予約制）
- 【相談会場】 下関商工会議所（下関市南部町21-19 2F）または
下関市商工会（下関市豊浦町大字吉永1861-1）
- 【コーディネータ】 中小企業診断士 阪本和幸氏 ※9月からもう1名追加予定
- 【申込方法】 別紙申込書にご記入の上、下関商工会議所振興部までお申込み下さい。
TEL：222-3333 FAX：222-4094 mail：cash@shimonoseki.cci.or.jp

相談料
無料

ご存知ですか？「キャッシュレス・消費者還元事業」

2019年10月1日から2020年6月までの9か月間、国が実施する支援事業です。消費者には対象店舗でキャッシュレス決済をすると最大5%のポイント還元、事業者にはキャッシュレス決済端末導入費用補助や手数料補助等のメリットがあります。

- 事業者メリット1 今なら端末導入のご負担なし
（国が2/3補助・決済事業者が1/3負担）
- メリット2 期間中の決済手数料は実質2.17%以下
- メリット3 消費者還元5%で集客力アップ
- メリット4 レジ締め、現金取扱コストを省いて業務省力化

※対象者は中小・小規模事業者。資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者です。
※既にキャッシュレス決済導入済みの店舗も、事前に加盟店登録の手続きをしなければ、10月以降ポイントが還元されません。まずはご確認を。

キャッシュレスとは...

“クレジットカード” “デビットカード” “電子マネー” “QRコード”など繰り返し利用できる電子的決済手段が対象です。

キャッシュレス決済導入に関するご相談はお近くの商工会議所・商工会へ

下関商工会議所
下関市商工会

〒750-8513 山口県下関市南部町21-19
〒759-6311 山口県下関市豊浦町大字吉永1861-1

TEL 083-222-3333 FAX 083-222-4094
TEL 083-772-0625 FAX 083-772-2361

キャッシュレス決済導入支援相談窓口 相談申込書

企業名			
代表者	役職	氏名	
担当者	役職	氏名	
住所	〒		
TEL		FAX	
E-mail			
業種	小売業（食品）	小売業（食品以外）	サービス業
	飲食業	宿泊業	その他（ ）

希望日時	商工会議所・商工会へお問い合わせまたはウェブサイトを確認の上、ご記入下さい。 月 日 時
希望場所	下関商工会議所 ・ 下関市商工会 ・ その他（ ）
現在の決済方法	<input type="checkbox"/> 現金払いのみ <input type="checkbox"/> 現金払い、クレジットカード決済 <input type="checkbox"/> 現金払い、クレジットカード決済、その他の決済（電子マネー、スマホ決済）等
主な相談内容	<input type="checkbox"/> 決済方法の種類、特徴等を知りたい <input type="checkbox"/> 導入費用について知りたい <input type="checkbox"/> キャッシュレス決済の仕組みを知りたい <input type="checkbox"/> 導入手続きについて知りたい <input type="checkbox"/> 国の補助制度等について知りたい <input type="checkbox"/> その他 []
「キャッシュレス・消費者還元事業」について	<input type="checkbox"/> よく知っている <input type="checkbox"/> 聞いたことはあるが、詳しくは知らない <input type="checkbox"/> 聞いたことがない <input type="checkbox"/> その他